

平成十一年法律第九十四号

外務省設置法
目次

第一章 総則（第一条）

第二章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務（第二条）

第三章 外務省に置かれる職及び機関（第三条・第四条）

第四章 特別の機関（第六条第一項～第十二条）

第五章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務（第五条）

第六章 外務省の任務及び所掌事務（第三章）

第七章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第八章 附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、外務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務（設置）

第三章 外務省の任務及び所掌事務（任務）

第四章 名誉総領事及び名誉領事（第十三条）

第五章 外務省に置かれる職及び機関（第五条）

第六章 特別の機関（第六条第一項～第十二条）

第七章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務（設置）

第八章 外務省の任務及び所掌事務（任務）

第九章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十章 特別の機関（第七章）

第十一章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十二章 特別の機関（第七章）

第十三章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十四章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十五章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十六章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十七章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十八章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第十九章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第二十章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

第二十一章 外務省に置かれる職及び機関（第七章）

ハ 経済協力
口 対外経済関係
二 文化その他の分野における国際交流
二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。
二十二 外交史料の編さんに関すること。
二十三 外交史料の編さんに関する政務の処理に関すること。
二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。
二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。
二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。
二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。
二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務。
三十 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策策定について、当該重要な政策に関する議論において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。
三十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に關すること。
三十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。
三十三 査証に關すること。
三十四 本邦に在留する外国人の待遇に關すること。
三十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に關すること。
三十六 外国における日本文化の紹介に關すること。
三十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に關すること。
三十八 外交官及び領事官の派遣に關すること。
三十九 外交官及び領事官の受入れに關すること。
四十 外國の勲章又は記章の日本国民による受領に關あつせんを行うこと並びに外国人及日本国民の安全保障

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外國（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五 條約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に關すること。

六 日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に關すること。

七 國際情勢に關する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に關する調査に關すること。

八 日本国民の海外における法律上又は經濟上の利益その他の利益の保護及び増進に關すること。

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に關すること。

十 海外における邦人の身分関係事項に關すること。

十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に關すること。

十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

十三 査証に關すること。

十四 本邦に在留する外国人の待遇に關すること。

十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に關すること。

十六 外国における日本文化の紹介に關すること。

十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に關すること。

十八 外交官及び領事官の派遣に關すること。

十九 外交官及び領事官の受入れに關すること。

二十 外國の勲章又は記章の日本国民による受領に關あつせんを行うこと並びに外国人及日本国民の安全保障

び外国人に居住する邦人に對する榮典の授与に關し推薦及びあつせんを行うこと。

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編さんに関すること。

二十三 外交史料の編さんに関する政務の処理に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務。

三十 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策策定について、当該重要な政策に関する議論において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

三十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に關すること。

三十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

三十三 査証に關すること。

三十四 本邦に在留する外国人の待遇に關すること。

三十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に關すること。

三十六 外国における日本文化の紹介に關すること。

三十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に關すること。

三十八 外交官及び領事官の派遣に關すること。

三十九 外交官及び領事官の受入れに關すること。

四十 外國の勲章又は記章の日本国民による受領に關あつせんを行うこと並びに外国人及日本国民の安全保障

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編さんに関すること。

二十三 外交史料の編さんに関する政務の処理に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務。

三十 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策策定について、当該重要な政策に関する議論において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

三十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に關すること。

三十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

三十三 査証に關すること。

三十四 本邦に在留する外国人の待遇に關すること。

三十五 海外事情についての国内広報その他啓發のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓發のための措置に關すること。

三十六 外国における日本文化の紹介に關すること。

三十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に關すること。

三十八 外交官及び領事官の派遣に關すること。

三十九 外交官及び領事官の受入れに關すること。

四十 外國の勲章又は記章の日本国民による受領に關あつせんを行うこと並びに外国人及日本国民の安全保障

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編さんに関すること。

二十三 外交史料の編さんに関する政務の処理に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務。

三十 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策策定について、当該重要な政策に関する議論において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

三十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に關すること。

三十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

三十三 査証に關すること。

三十四 本邦に在留する外国人の待遇に關すること。

三十五 海外事情についての国内広報その他啓發のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓發のための措置に關すること。

三十六 外国における日本文化の紹介に關すること。

三十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に關すること。

三十八 外交官及び領事官の派遣に關すること。

三十九 外交官及び領事官の受入れに關すること。

四十 外國の勲章又は記章の日本国民による受領に關あつせんを行うこと並びに外国人及日本国民の安全保障

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編さんに関すること。

二十三 外交史料の編さんに関する政務の処理に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務。

三十 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策策定について、当該重要な政策に関する議論において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

三十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に關すること。

三十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

三十三 査証に關すること。

三十四 本邦に在留する外国人の待遇に關すること。

三十五 海外事情についての国内広報その他啓發のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓發のための措置に關すること。

三十六 外国における日本文化の紹介に關すること。

三十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に關すること。

三十八 外交官及び領事官の派遣に關すること。

三十九 外交官及び領事官の受入れに關すること。

四十 外國の勲章又は記章の日本国民による受領に關あつせんを行うこと並びに外国人及日本国民の安全保障

(領事官の徴収する手数料)

第十一條 領事官 (前条第三項の規定により領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。次条において同じ。)は、別に法律で定める場合を除くほか、その行う事務の処理のうち政令で定めるものに關し、当該事務に要する実費及び為替相場を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

(手数料の免除及び減額)

第十二条 領事官は、当該在外公館若しくは第八条第四項に定める分館の所在地における特別の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、外務大臣の承認を経て、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

第四章 名誉総領事及び名誉領事

第十三条 外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるとときは、名誉総領事又は名誉領事を任命し、これを所要の地に置くことができる。

2 名誉総領事及び名誉領事の職務その他に必要な事項は、外務大臣の定めるところによる。

附 則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則

(平成一六年四月一四日法律第二八号)

この法律は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則

(平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。